

各 高齢者関係施設 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）
含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）

日頃より、本県の高齢者保健福祉行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標題について、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すため、厚生労働省老健局長ほかから依頼がありましたので、ご多忙中恐縮ですが、別添調査様式を、令和 4 年 5 月 27 日（金）までにメールまたは FAX にて御回答くださいますようお願い申し上げます。

記

【対象施設（県調査）】※高松市所管の施設を除く

以下の両方に該当する施設

- ・平成 30 年度同調査において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設
- ・下記に該当する施設で、平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く、建築物その他の工作物を有するもの。（令和 3 年 12 月 1 日現在）
 - （1）養護老人ホーム
 - （2）特別養護老人ホーム（地域密着型特養を含む）
 - （3）軽費老人ホーム（A 型、B 型、ケアハウス）
 - （4）老人デイサービスセンター
（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く通所介護）
 - （5）老人短期入所施設
 - （6）老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
 - （7）介護老人保健施設
 - （8）訪問看護ステーション
 - （9）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）
 - （10）介護実習・普及センター
 - （11）介護医療院

※市町が所管する地域密着型サービス等については、別途、市町で調査を行う予定です。

【調査の概要】

（1）直近の調査

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 30 年 11 月 9 日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保険福祉部長、老健局長連名通知）」

(2) 留意点

直近の類似調査等において、設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し、除去等の措置を実施している場合や、設計図書等や分析調査により6種類のアスベスト(※)が使用されていないことが明らかな場合は、今回改めて調査を行う必要はありませんので、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入して下さい。

(※) クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの6種類

【提出物】

(1) (様式1-1) 施設個表

(2) (様式1-2) 施設個表

(様式1-1で「ばく露のおそれのある施設」に該当した場合のみ提出)

また、メールでの提出の際には、メールの標題を「アスベスト調査(施設種別名_施設名)」とし、ファイル名の【施設種別名_施設名】を上記の調査対象施設種別と貴施設の名称に修正してください。

【提出方法】

- ・本調査は、施設(サービス種別)ごとの調査のため、同一建物で複数サービスを行っている場合は、それぞれで様式を作成し、ご提出ください。
- ・施設の建築物その他の工作物が、すべて平成18年9月1日以後に新築の工事に着手したものであった場合にも、その旨をご連絡ください。

【様式等掲載先】

『かがわ介護保険情報ネット』－「事業者支援情報」－「県からの通知」－「県からの通知(3)」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/kentuuchi/sjzyft171208143602.html>

【回答先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ 藤目

在宅サービスグループ 橋本

電話：087-832-3266 (施設)

087-832-3274 (在宅)

FAX：087-806-0206

Mail：choju@pref.kagawa.lg.jp